

下水道使用水量計量装置(子メーター)の 所有者(管理者)のみなさま

お使いの子メーターの

有効期限をご確認ください

～ 国の法令で使用有効期限が**8年**と
定められています。 ～

計量法の定めにより、公的機関の検定または指定機関の検査を受けていて、なおかつ8年の**使用有効期間以内**のものしか使用できません。
有効期限を過ぎている子メーターは、新品または修理をして再度検定（検査）を受けたものに取り替える必要があります。

使用有効期限の確認方法について

ステップ
1 子メーター
を探す



ステップ
2 子メーターの
フタをあける



ステップ
3 有効期限の
チェック



※各社のメーターがあります。

- 有効期限は検満シールまたはシール認証(基準適合)で確認できます。
- 有効期限の切れた子メーターは回転不良を起こすなどして、正確な数値を計測できなくなることがあります。正確な計量をするためにも**交換をお願いします。**



ウラ面へつづく

メーターの管理について

メーターには、親メーターと子メーターと呼ばれるものがあります。

◎親メーター(管理:供給事業者)

供給事業者(東根市)が料金徴収のために設置するもので、供給事業者に管理義務があります。

◎子メーター(管理:建物所有者または管理者)

一般的に以下の目的で設置するもので、**建物所有者または管理者に管理義務**があります。

- ① 貸しビル・マンションなどの集合施設において、所有者と入居者との間で水道料金の配分を算定するため。
- ② 下水道に流れない水(散水、洗車、池の補給水など)がある場合、その水量を子メーターで計測し、下水道使用量から減算するため。
- ③ 水道水以外の水(井戸水など)をくみ上げて生活に使用し、それを下水道へ流す場合、水量を子メーターで計測し、下水道使用量に加算するため。



メーターの交換は市の指定店へ

交換をする場合は市の**指定給水装置工事事業者**または**指定下水道工事店**へ依頼をお願いします。

指定給水装置工事事業者一覧はこちら



https://www.city.higashine.yamagata.jp/section_list/section027/550

指定下水道工事店一覧はこちら



https://www.city.higashine.yamagata.jp/section_list/section027/507